第11回 館林市·板倉町合併協議会

会議録

日時:平成30年2月19日(月)午後2時

場所:館林市文化会館小ホール

別記様式第1号(第7条関係)

会議録

会議の名称	第11回 館林市・板倉町合併協議会		
開催日時	平成30年2月19日(月) 午後2時開会・午後4時10分閉会		
開催場所	館林市文化会館小ホール		
議長氏名	須 藤 和 臣		
出席者氏名	「出席者名簿」のとおり		
事務局氏名	「出席者名簿」のとおり		
会議事項	議題	会議結果	
	「会議事項」のとおり	「会議事項」のとおり	
会議経過	「会議経過」のとおり		
会議資料	第11回 館林市・板倉町合併協議会 会議資料		
会議録の確定	確定年月日	署名	
	平成子0年 3月26日(月)	指A委員氏名 野村晴三	
	平成分0年分月28日6分	指名委員氏名	

出席者名簿 【敬称略】

規約	氏	·:A
会長	須 藤 和 臣	
副会長	栗原実	
1号委員	小 山 定 男	中 里 重 義
2号委員	河 野 哲 雄	遠藤重吉
	青 木 秀 夫	今 村 好 市
3号委員	野 村 晴 三	向 井 誠
	井野口 勝 則	荒井英世
	小森谷 幸 雄	小森谷 幸 雄(重複)
F U - 5- U	山 﨑 紀 夫	河 本 榮 一
5 号委員	福田榮次	須 藤 稔
7 号委員	青木秀夫(重複)	
松 東	栗原誠	根岸一仁
幹事	小 嶋 栄	
	吉 田 悦 子	打 木 雅 人
	笠 原 正 幸	大 塚 憲 一
専門部会	相川英雄	木 村 智 之 (代理)
	手 塚 節	栗原幸枝
	大 井 守	峯 崎 浩
事務局長	田沼孝一	
事務局次長	林 成明	丸 山 英 幸
事務局係長	木 村 和 好	舘 野 雅 英
事務局係員	石 井 博	鈴 木 誠
	田部井 啓 介	
-		

 欠席者
 4号委員
 吉
 間
 常
 明、鈴
 木
 優

 5号委員
 増
 田
 文
 和、小
 林
 博、江
 森
 富
 夫

会議事項

- 1 開会
- 2 開会あいさつ
- 3 審議事項

議案第38号 【合併協定項目5】財産及び債務の取扱いについて

⇒継続審議とする

議案第39号 【合併協定項目11】特別職の身分の取扱いについて

⇒原案のとおり可決

議案第40号 【合併協定項目12】条例、規則等の取扱いについて

⇒原案のとおり可決

議案第41号 【合併協定項目23-5】納税関係事業について

⇒原案のとおり可決

議案第42号 平成29年度館林市・板倉町合併協議会補正予算(第1号)に ついて

⇒原案のとおり可決

4 協議事項

協議第37号 【合併協定項目9】一般職の職員の身分の取扱いについて

⇒継続協議とする

協議第38号 【合併協定項目16】公共的団体等の取扱いについて

⇒次回以降の審議事項とする

協議第39号 【合併協定項目23-8】窓口業務について

⇒次回以降の審議事項とする

協議第40号 【合併協定項目23-26】地域コミュニティ関係事業について

⇒次回以降の審議事項とする

- 5 その他
- 6 閉会あいさつ
- 7 閉会

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項	
田沼事務局長	それでは、定刻となりましたので、ただいまから第11回館林市・板倉町	
	合併協議会を開会いたします。	
	本日の進行役を務めさせていただきます合併協議会事務局長の田沼で	
	ございます。どうぞよろしくお願いいたします。	
	初めに、ご報告を申し上げます。本合併協議会は、協議会規約第9条第	
	1項の規定により、会議は委員の2分の1以上が出席しなければ開くこと	
	ができないと定められております。本日は、増田委員、小林委員、江森委	
	員がご都合により欠席されております。また、市と町の教育長であります	
	吉間委員、鈴木委員におかれましては、東毛地区の教育長会議と日程が重	
	なったことから欠席されておりますが、委員20名中、15名が出席しており、	
	会議が成立しておりますことをご報告いたします。	
	続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。事前に送付させ	
	ていただいた次第、会議資料のほか、座席表、出席者名簿、また封筒に入	
	れました次回開催通知をお配りさせていただいております。ご確認をいた	
	だき、不足などがございましたら、お申しつけください。	
田沼事務局長	それでは、次第に基づき、開会挨拶をいただきます。	
	須藤会長よりご挨拶をお願いいたします。	
須藤会長	第11回館林市・板倉町合併協議会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げ	
	たいと存じます。	
	本日は、大変ご多忙のところ、皆様にはご出席を賜りまして、まことに	
	 ありがとうございます。本日の会議では、前回の協議会で事前説明を行い	
	ました案件や協議会の予算を補正することにつきましてご承認をいただ	
	きたいと考えております。	
	また、4つの合併協定項目につきまして、事前説明を行わせていただき	
	たいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。	

さて、合併に関するあらゆる事項を審議するこの合併協議会でございますが、改めましてその役割などを整理いたしますと、新たなまちづくりの基本構想となる新市基本計画、また市と町の制度の違いをどう調整すべきかなど、あくまで「合併を行おうとすれば」を前提としてその大きな方向性を確認することにございます。しかしながら、専門部会、幹事会での昨今の調整におきまして、大きく障害を伴う事項が出てきておるところでもございます。

今後の協議におきましては、委員の皆様よりさらなる大所高所からのご 判断、ご指導をお願いを申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶と させていただきます。 どうぞよろしくお願いいたします。

田沼事務局長

ありがとうございました。

続きまして、会議に当たっての留意事項を申し上げます。

会議における質問、発言等に際しましては、挙手の上、お名前を言って いただくこと、あわせてマイクのご使用をお願いいたします。

それでは、合併協議会規約第9条第2項の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、これ以降の進行を会長にお願いいたします。

それでは、須藤会長、よろしくお願いします。

議長

規約に基づきまして、暫時議長を務めさせていただきます。

審議、協議事項につきましては、委員皆様のご協力をよろしくお願いい たします。

まず、会議に先立ち、会議録署名人の選出を行います。

議長が出席委員の中から2名を指名することになっておりますが、本日の会議につきましては、館林市の野村委員と板倉町の荒井委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

議長

異議なしということで、それでは、お二人に会議録署名人をお願いいた

します。よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に移りたいと存じます。

初めに、議案第38号 合併協定項目 5 「財産及び債務の取扱いについて」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

木村事務局係長

事務局調整2係長の木村でございます。よろしくお願いいたします。

説明の前になりますが、資料の訂正がございます。資料の6ページをお願いいたします。資料中段の(2)、「債権負担行為」と記載してございますが、正しくは「債務負担行為」となります。市と町の欄に記載してあります「債権」を「債務」に訂正をお願いいたします。大変申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、説明に戻らせていただきます。1ページにお戻りください。 議案第38号 合併協定項目5 「財産及び債務の取扱いについて」を説明 いたします。

表の中の調整方針になります。「板倉町が所有する財産及び債務は、全 て館林市に引き継ぐものとする。」としております。

それから、次のページをお願いいたします。現況をご説明いたします。 こちらの現況ですが、平成28年度末現在のデータを記載しております。

まず、1の公有財産になりますが、(1)の行政財産、それと(2)の 普通財産を土地建物ごとに表記しておりまして、内容はごらんのとおりで ございます。

続きまして、3ページの(3)、無体財産権になります。館林市が商標権で1件となっておりまして、こちらは宇宙つつじ、名目が商標権になっております。

続きまして、(4)、有価証券でございますが、こちらは株券となっておりまして、市町それぞれであります。株券は市では群馬テレビ、FMぐんま、市町共通ではケーブルテレビということでなっております。

(5)の出資による権利でございますが、こちらはごらんのとおり、それぞれの団体に出資をしておりまして、4ページまで記載しております。

それぞれ合計額が一番下の欄に記載してあります。

続きまして、2の物品(公用車等)になりますが、こちら公用車等につきましては、ごらんのとおりでございますが、館林市ではこの車両のほかに29台をリース車両として保有をしてございます。

続きまして、3の債権、こちらは、ごらんのとおり館林市のみ債権ということで記載をしてございます。

続きまして、4の基金です。基金もごらんのとおり、全て記載してございまして、下の段に合計額が記載してございます。

最後に、6ページになります。まず、5の債務ですが、(1)の地方債の状況が会計別に記載されています。

(2)では、債務負担行為による平成29年度以降の支出予定額を会計別に記載してございます。

以上、現況でございまして、具体的な調整内容になります。こちら2ページまでお戻りください。具体的な調整内容ですが、「板倉町が所有する財産及び債務は、全て館林市に引き継ぐものとする。」といたしました。 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

議案第38号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にて お願いいたします。

青木委員。

青木委員

板倉町の青木でございます。

これは、前回も協議事項で説明を受けたのですけれども、板倉町の財産を全部館林市に引き継ぐということなのですけれども、合併については、 賛成派と反対派と、当然2派ありまして、反対派の人にとっては、何かと いろいろな数字について、問題があれば指摘したいということを考えてお ると思うのです。

そこで、この基金の数字のことなのですけれども、この基金とか地方債

の金額は、どの時点を起点にして出してあるのか。合併を見越して、合併 時の設計した金額でなく、これは今の現実の数字かなというふうに思うの ですけれども、その点を確認したいのですけれども、いつの時点の数字な のですか。

議長

事務局。

木村事務局係長

それでは、事務局よりお答えいたします。

こちらにつきましては、冒頭ご説明いたしましたように、平成28年度末 現在、平成28年の決算残高ということで、よろしくお願いいたします。 以上でございます。

議長

青木委員。

青木委員

そうしますと、この数字は、平成28年度末というともう1年たっていますね。それでまた平成29年が終わって平成30年となりますと、板倉町においては、ご存じのとおり庁舎建設とか、あるいはそれに伴う基金の取り崩し、あるいは地方債の発行とか、そういうものがありますので、本来ならそういう数字を正確に出して引き継ぐという資料をつくったほうがいいのかなと思うのですけれども、この議決事項というのは、そういうやり方ではまずいのですか。今の数字でないと議決できないのですか。といいますのは、2年後の数字になると大分動くと思います。基金も大幅に減っていると思うのです。地方債も多少はふえているのではないかなと思うのです。そうしますと、反対勢力にしてみれば、館林市の基金は1人当たり4万何がしだと、板倉町は22万ぐらいということです。これは損してしまうから合併しないほうがいいよとかという宣伝材料に使われることは、十分にあるわけですので、この資料を現在の数字でないときょうの議決はできないのか、その辺のことを確認したいのです。

議長

事務局、どうぞ、お願いします。

木村事務局係長

事務局よりお答えいたします。

ここに記載されました数字は平成28年度末現在ということになりまして、合併を想定した時点のものではございませんので、本日の協議会の中では全て館林市に引き継ぐという調整方針をご確認いただくというのが主の目的でございまして、あくまでも今現在の財産の状況をこちらに記載してございます。その合併の時点までに財政運営があるかと思いますが、その点については、またそれぞれの市町で財政運営をしていくということになっております。

以上でございます。

議長

青木委員。

青木委員

そうしますと、この数字が出回るわけです。都合よくとるわけです。ちょっと私今わからないのですけれども、この議案第38号というのは、調整方針を確認する案なのですか。この辺のことが私にはわからないのですけれども、ちょっとその辺のことをまず、説明してもらわないとわからないのです。この合併協議会というのは地方自治法に基づいて、合併特例法に基づいて法定協議会として群馬県にも届けて、法定協議会なのですよね。ですけれども、ここで議決することは、どういう位置づけになるのですか。その調整方針を確認する会なのですか、協議会というのは。この協議会の決定というのは、効力はないのですか。

議長

事務局、お願いします。

木村事務局係長

事務局よりお答えします。

本日の協議会では、「板倉町の所有する財産及び債務は全て館林市に引き継ぐものとする」という調整方針を確認いただき、こちらが議決事項になっております。こちらの下の数字にそれぞれ基金、債権などがありますが、こちらはあくまでも現況を知っていただくための数字というふうにお

考えいただきたいと思います。 以上でございます。

議長

青木委員。

青木委員

もうちょっと補足説明してもらえないですか。現時点の数字だというこ とですけれども、合併するに当たって、合併の反対勢力というのはいるわ けです。そういう人たちは、当然これを問題にしてビラをまいたり、ある いはいろんなところで単なる損得勘定で、合併しないほうがいいのだとい うことを言ったりする。私は別に反対しているのではないのです。基金が 1人当たり20万と4万なら損してしまうのではないか、そんなこと私は思 っていません。賛成派の住民というのは、館林市というブランドに価値を 見出して、賛成している人が私は多いのだと思うのです。それは、企業で 言えば、具体的な財産価値がなくても、例えばのれんなんてのは、ちゃん と財産価値として評価しているでしょう。100億円でのれんを買ったとか、 のれんを今償却済みになったとかってよく新聞に載っていますよね。だか ら、のれん代だって価値があるのです。ただ、板倉町と館林市のこの合併 については、ブランドというのは、余りお金には換算しないと思いますけ れども、そういうものに価値を見出しているから賛成している。基金が多 い少ないと言う人もいるが、それを超えてブランドに対して魅力を感じて いるのだと思うのです。館林市だってそうではないですか。板倉町には東 洋大というのがある。東洋大というのは具体的な財産価値はないわけで す。だけれども、東洋大というブランドがあるからいいのではないかと。 例えば遊水地というものがあるから板倉町にもそれなりの価値があるの ではないかと、そういうことでやっているのだと思うのです。ですから、 この数字が出ると、誤解を招くのではないかというので私は指摘している のです。もう少しこれに文章で表記してわかりやすく説明したものが必要 であると思うのです。ですから、きょうは、議決しないで次回まで協議事 項に送っていただけないですか、ただいまの説明ですと。どなたか補足説 明できませんか。

議長

補足というか、ほかの委員の方でご意見がありましたら。 井野口委員

井野口委員

館林市の井野口でございます。

今の青木委員のほうからのお話、私自身もごもっともかなと思っているのですけれども、要はきょうの段階、事務局の提案事項としての調整方針ですか、板倉町が所有する財産及び債務は、全て館林市に引き継ぐものとするということの中での判断材料としてのこれは表示であって、そこまで深く考えなくも私はよろしいのかなと思いますので、このまま会長に続けていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長

ほかにございますか。

小森谷委員。

小森谷委員

板倉町の小森谷と申します。よろしくお願いします。

事務局に確認なのですが、調整方針を決定する場だということなのですが、調整方針については、中身をきちんと精査した上で、こういう形で財産を館林市に移すということが必要であり調整項目だけの議決であれば、従来今までやってきたものが、場合によっては、私は戻してやらざるを得ないという部分もあると考えます。単に調整方針だけならこういう形で移しますよだけで、資料なんか要らないということになるでしょう。それが1つ。

それと、先ほど青木委員さんがおっしゃっていたように、基金についても地方債残高についても、私は町民は非常に関心を持っているというふうに理解しております。といいますのは、先般、これは市民の方の投書ということで、これは12月だったかな、板倉町が庁舎をつくっている。その庁舎については、板倉町が勝手に決めたことだから、町長は町民の意思を反映させたというようなご意見をおっしゃっているわけですが、それはあくまでも板倉町民のことであって、合併する前に町民全部で負担すればいい

と、そのようなメールが来ているわけです。そこは事務局も大人げないと いうことで、お互いにそういったものがあるでしょうということで、返信 メールを送っているらしいのですが、そういう中で、基本的には基金と地 方債、ここの部分が大きな問題です。先ほど青木委員さんは、賛成、反対 というようなことで表現をされましたのですが、それにかかわらず、やっ ぱりきちんとこの中身を私は説明する責任は、事務局側にあるのではない のかなと。多い少ないを議論することも非常に大事であろうと思うので す。私も関心を持っているのが、例えば基金が多い少ないもあるのですが、 例えば一般会計の地方債、どうしてこんなに膨れ上がっていると言うと言 葉はちょっと問題があるかと思いますが、ここに至る経緯等は、私はきち んと事務方で説明をすべきであろうと。こういう事業でこういう形で積み 上がってきた地方債であって、それは今後こういった形で返済計画も立て ておりますので、財政上は問題ないのだと。そのぐらいのことは言っても らわないと、ただ多い少ないで議論しても、私は始まらないというふうに 思っておりますので、その2点について確認をしたいというふうに思いま す。

議長

今、多数意見が出ておりますけれども、まず青木委員さんからは、館林 市のブランド力ですとか、あるいは板倉町の東洋大のブランド力だとか、 こういうのも数値化できれば本当にいいけれどもというふうにおっしゃ ったのですが、なかなかそれを実際に行うのは難しいということですね。

青木委員

だから、ちょっとどうかして、数字に上がらないけれども、評価しているわけです。

議長

ちょっとまとめさせてください。

青木委員

今ちょっと……

議長

私のほうでまとめさせてください。

そういうご意見もいただいたところでございます。

井野口委員からは、今回の調整方針が一つのポイントであるということで、このことについては、そのまま進めてよろしいのではないかということでありました。1つは、現実的には基金については、やはり平成28年度末現在の数字ですから、1つの事実としてここにのせる必要性があると思うのですけれども、一方で、青木委員や小森谷委員さんが1つご指摘されるように、今後について、あるいはその経緯について説明責任があるだろうということのご指摘だと思うのです。

文書として書くことは、なかなか今回できていないわけですけれども、 口頭でもし事務局のほうで説明できる範囲で説明していただければと思 います。

青木委員。

青木委員

私が言っているのは、別にこの数字だって構わないのですけれども、来 年度になれば基金の残高とか地方債の残高などは、正確なのが見込めるわ けです。去年の館林市議会の6月議会のときにも相当詳しい財政シミュレ ーションがされています。須藤市長がそういう答弁をしています。議事録 に載っています。あれだけ詳しい数字を見越して載っているではないです か。板倉町が庁舎をつくるとこれだけの基金を取り崩すでしょうと。新し い地方債を発行しなければならないなどと、細かい数値で0.1%単位で載 っています。それがあるのだから、来年度のものは、かなり精度の高い見 込み数字が出るのではないかと思って、私は何度も言うのです。これは、 誤解を与えるのです。誤解を与える絶好のいい数字なのです。わかってい るのに何でこの数字出すのですか。それだったら平成28年度ではなくて平 成30年度末、あるいは平成31年度末の推計残高でやったほうが誤解を招か ないと言っているのです。反対の方たちは3分の1ぐらいいるのですか ら、そういう人たちが、いろいろこういう絶好の抗議材料にしてやってい くのではないかということを心配して言っているのです。私は反対ではな いですよ、これでいいと思っているのです。大多数の賛成の人というのは、 こういう小さい金額と言うと語弊があるかもしれないけれども、5万、

10万の金ではなくて、やっぱり館林市というブランドに価値を見出して評価してきているのだと思うのです。だから、その辺の数字を今度よろしくお願いします。

議長

青木さん、そのことを私は申し上げているのでありまして、説明が可能 な範囲で解説をしていただければと思います。

田沼事務局長

事務局長の田沼です。私のほうから若干説明させていただきたいと思います。

青木委員さんのほうから、平成28年度の決算では直近のものではないからというご発言もあったかと思うのですけれども、その辺につきましては、データが新しいほうがいいという皆さんのご意見があれば、両市町とも今ちょうど平成30年度の予算編成が終わって、内示に向けての準備をしているところだと思います。そうしますと、その平成30年度の予算を経た中で、例えば平成30年度末にはどのぐらいになるのかなということで、数字を置きかえるということは可能かと思います。

それと、どうして現在、例えば館林市の地方債が一般会計で253億あって、板倉町が38億8,000万というところの経緯でございますけれども、これは両市町とも一緒だと思いますが、地方債は財源が足らないから発行しますというわけにはいかないことは、ご承知のことだと思います。建設事業等にかかわる財源の一部として発行するものです。そういった将来における負担になるわけですから、財政の状況を十分勘案した中で、可能な限り財源としては使うけれども、将来に負担を残さないように十分に考えて、それぞれの市町で起債を起こしていくのだというふうに思います。

ただ、具体的には何の事業が幾らというのは、手持ちに資料がございませんので、ここでの説明はできませんけれども、こういった内容でご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

議長

平成30年度末の予想ですけれども、本日出せないということですよね。 そうすると、次回ということでよろしいですか。

青木委員

そうしていただけると。

議長

もう少し先の数字も出していただいて、次回議決することでよろしいですか。

それに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

そのようにさせていただきたいと存じます。

続きまして、議案第39号 合併協定項目11 「特別職の身分の取扱いについて」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

木村事務局係長

資料の7ページをお願いいたします。

議案第39号 合併協定項目11 「特別職の身分の取扱いについて」を説明します。

この中の調整方針になりますが、

- 1、板倉町の常勤特別職(教育長を含む。)、行政委員会及び行政委員 については、合併の日の前日をもって失職するものとする。ただし、議会 議員及び農業委員会については、別に協議するものとする。
- 2、板倉町の附属機関等の委員及びその他の特別職については、基本的に合併の日の前日をもって失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、館林市の制度として定めるものとする。としております。

それでは、8ページをお願いいたします。8ページの現況を説明いたします。現況の一番上、常勤の特別職になります。こちらは、市町ともにごらんのとおり三役になっておりまして、こちらの具体的な調整方針は、「板倉町の常勤特別職(教育長を含む。)は、合併の日の前日をもって失職する。」としております。

次の段になります。議会議員です。議会議員につきましても、市町とも

にごらんのとおりになっておりまして、調整内容は、「議会議員については、合併協定項目 6 「議会の議員の定数及び任期の取扱い」の協議結果によるものとするとしておりまして、今後の協議項目となってまいります。

続きまして、9ページになります。行政委員会及び行政委員になります。 こちらは、上から順に、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委 員会、固定資産評価審査委員会、次のページになりまして、農業委員会と なっております。内容、現況はごらんのとおりでございます。

ページ戻りまして9ページになりますが、具体的な調整内容になります。「板倉町の行政委員会及び行政委員については、合併の日の前日をもって失職する。なお、館林市の行政委員会及び行政委員の定数増が必要な場合は、合併時までに調整する。また、合併後の委員改選時等においては、新市全域から選出する。ただし、農業委員会については、合併協定項目10「農業委員会の取扱い」の協議結果によるものとする。」としておりまして、農業委員会の取り扱いは、今後の協議項目となってまいります。

続きまして、10ページをごらんください。こちらから附属機関等(審議会・委員会等)になってまいりまして、こちらは一覧にしてございまして、11ページの下の段のところまで記載しております。こちらは、同一または類似する機関ごとに列記してございます。

具体的な調整内容になりますが、「板倉町の附属機関等の委員については、基本的に合併の日の前日をもって失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては館林市の制度として定めるものとする。なお、館林市の附属機関等の委員の定数増が必要な場合は、合併時までに調整する。また、合併後の委員改選時等においては、新市全域から選出する。」としております。

最後に、11ページの下からになりますが、その他の特別職になります。 こちらは、12ページまで続いておりまして、内容はごらんのとおりでございまして、同一または類似する職ごとに列記してございます。

具体的な調整内容につきましては、11ページの下の段から記載してございまして、「板倉町のその他の特別職については、基本的に合併の日の前

日をもって失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては館林市の制度として定めるものとする。なお、館林市のその他の特別職の定数増が必要な場合は、合併時までに調整する。また、合併後の委員改選時等においては、新市全域から選出する。」としております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

議案第39号につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、挙手にて お願いいたします。

(「なし」の声)

議長

それでは、質疑を打ち切り、採決を行います。

議案第39号 合併協定項目11 「特別職の身分の取扱いについて」を原 案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でございます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第40号 合併協定項目12 「条例、規則等の取扱いについて」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

丸山事務局次長

事務局次長の丸山でございます。よろしくお願いします。

資料の13ページをお願いします。 議案第40号 合併協定項目12 「条例、規則等の取扱いについて」ご説明をさせていただきます。

表の中の調整方針は、「条例、規則等の取扱いについては、合併時に統合する。」としております。

続きまして、14ページをお願いします。両市町の現況になりますが、市

の例規集登載件数は1,031件、町の例規集登載件数は628件となっております。市と町の例規集登載件数の内訳を記載しておりますので、後ほどご確認ください。

表の右側にあります具体的な調整内容については、「条例、規則等の取扱いについては、館林市の例により合併時に統合する。ただし、各種事務事業の調整方針により、関係する条例及び規則等については、その調整結果を踏まえて改正等を行うものとする。」といたしております。

ここで1点訂正がございまして、前回の協議会におきまして野村委員より、「条例、規則については、新市になった後の議会で議決を得るのか」というご質問をいただいております。その回答としまして、「新市におきまして審議をお願いする」旨の回答をしておりますが、住民に利益を与える条例の改正につきましては、議決、公布の日からさかのぼった日付から適用する遡及適用は認められないことになっております。したがいまして、合併の前に条例を改正する必要があります。それとまた、合併の日から適用する条例につきましては、合併後に混乱を招かぬように、合併の前に可能な限り新規制定や改正を行うことが必要だと考えておりますので、法人格が存続する市議会におきまして、合併の前に審議をしていただくことになると認識しておりますので、訂正してご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上で議案第40号の説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

議案第40号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にて お願いいたします。

(「なし」の声)

議長

それでは、質疑を打ち切りまして、採決を行います。

議案第40号 合併協定項目12 「条例、規則等の取扱いについて」を原 案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でございます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第41号 合併協定項目23—5 「納税関係事業について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

丸山事務局次長

資料の15ページをお願いします。議案第41号 合併協定項目23―5「納税関係事業」につきましてご説明をさせていただきます。

表の中の調整方針になりますが、関係項目は4つとなります。

- 1、コンビニ納付については、合併時に統合する。
- 2、インターネット公売については、合併時に統合する。
- 3、督促手数料については、合併時に廃止する。
- 4、標識弁償金については、合併時に統合する。としております。

それでは、関係項目ごとに説明をしますので、次の16ページをお願いします。

関係項目は、1のコンビニ納付になります。現況でございますが、市は、 納付環境の充実や納税者の利便性の向上を図るために、市税及び国民健康 保険税のコンビニ納付を行っております。

調整の結果となりますが、表の右側、具体的な調整内容ですが、「コンビニ納付については、館林市のみ実施しており、納税者の利便性向上のため、館林市の例により合併時に統合する。」としております。

関係項目1については以上でございます。

続きまして、17ページになります。関係項目は、2のインターネット公売になります。現況でございますが、市は、市税の確保、税負担の公平性を維持するため、差し押さえ財産のインターネット公売を行っております。表の右側、具体的な調整内容としましては、「インターネット公売については、館林市のみ実施しており、歳入確保のため、館林市の例により合併時に統合する。」としております。

関係項目2は以上でございます。

次に、18ページになります。関係項目は、3の督促手数料になります。 町は、督促手数料として督促状1通につきまして50円を徴収しておりま す。表の右側、具体的な調整内容として、「督促手数料については、県内 では、市の取扱いはなく、また、町村は、板倉町も含め4町村のみの取扱 いであることから、合併時に廃止する。」としております。

関係項目3は以上でございます。

続きまして、19ページになります。関係項目は4の標識弁償金になります。標識弁償金につきましては、原動機付自転車などの廃車申請や標識の返納の際に、標識を故意、または過失により紛失などをした場合に弁償金を徴収するものでありまして、ごらんのとおり、市では1件につき100円、町では1件につき200円を徴収しております。調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容について、「標識弁償金については、板倉町の例により合併時に統合する。」としております。

関係項目4については以上でございます。

以上で議案第41号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

議案第41号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にて お願いいたします。

荒井委員。

荒井委員

板倉町の荒井でございます。

18ページと19ページの関係ですけれども、18ページの督促手数料、これは廃止するということで、これはこれでいいのですけれども、下の標識弁償金、これは板倉町の例により合併時に統合するということで、200円ということになります。思うのですけれども、一方で住民サービスをわずかですが上げていまして、一方で住民サービスが下がるということは、一貫

性をもう少し考えていただければと思うのです。例えば標識弁償金でした ち実績のないことですから、館林市が100円ですよね。わずかですけれど も、この辺の一貫性の問題で、やっぱり住民サービスをもう少し考えたほ うがいいのではないかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

議長

副会長、どうぞ。

栗原副会長

今、全く私も同じ考えを持っているのですけれども、健全な財政を維持するという観点からすれば、100円より、たかが1件でも200円のほうがいいはずです。しかし、督促手数料を合わせると何万件あるのですか。もらったほうがいいはずだけれども、そちらはサービスを高め、あとはわずかなものでも板倉町に合わせるって、どんな論議をしているのかわからない。担当、どんな論議の過程だったのですか。100円から200円になるのだもの。板倉町の1,000円に対して館林市に合わせれば900円減になるわけだけれども、ほとんどないと等しいはずです。これは、板倉町のほうに合わせて収入増を図るのだったら50円でも督促手数料は当然もらってもいいと思います。例えば板倉町の考え方からすれば、何万件もあるのだから、長期的に財政の維持をするなんていう考え方を常々どなたか述べているけれども、何を考えているのかというふうに私自身も思いますが、議論の過程を説明していただきたい。なぜこっちのほうが板倉町で、板倉町がぜひうちのほうでやってくれと言ったのですか。

議長

専門部会にお願いいたします。

大塚課長

館林税務課の大塚と申します。私のほうからは、標識弁償金についてお 話をさせていただきます。

現在、群馬県内12市におきましては、前橋市、高崎市等が300円、桐生市250円、安中市200円等と、全部の市で弁償金のほうを取っております。 それで、こちらの200円、板倉町さんのほうに合わせるというふうに統合するという結論を出した経緯でございますけれども、これが平成29年、枚 数によっても、これは当然そのときによって1枚の単価というのは変わってくるわけでございますけれども、1枚が百数十円かかっているのが現状でございます。そうしますと、これは市民の方に貸し出しているという感覚で物を考えていきますと、当然その貸し出している物は戻していただくということから、今回200円が妥当という判断をさせていただきました。以上でございます。

議長

ほかにございますか。

(「なし」の声)

議長

よろしいですか。それでは、質疑を打ち切らせていただきたいと存じます。

議案第41号 合併協定項目23—5 「納税関係事業について」を原案の とおり承認することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

議長

挙手全員でございます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第42号 「平成29年度館林市・板倉町合併協議会補正 予算(第1号)について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

林事務局次長

事務局次長の林でございます。よろしくお願いいたします。資料の21ページをお願いいたします。議案第42号 「平成29年度館林市・板倉町合併協議会補正予算(第1号)」につきましてご説明いたします。

本件は、協議会の予算を補正することにつきまして、別紙のとおり提案 するものでございます。

資料の22ページは割愛しまして、23ページをお願いいたします。歳入歳 出補正予算事項別明細書でございます。1、総括、歳入でございますが、 1款負担金につきましては550万1,000円を減額し、630万4,000円へ。3款 県補助金につきましては150万円を増額し、350万円へ。4款繰越金につきましては113万7,000円を増額し、113万8,000円へ、それぞれ補正するものでございます。

したがいまして、歳入合計を補正前の額1,380万7,000円から286万 4,000円減額し、1,094万3,000円とするものでございます。

続きまして、歳出でございますが、1款運営費につきましては48万 4,000円を減額し、367万3,000円へ。2款事業費につきましては238万円を 減額し、677万円へ、それぞれ補正するものでございます。

したがいまして、歳出合計を補正前の額1,380万7,000円から286万 4,000円減額し、1,094万3,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算全体としましての概要を、このページを用いましてご説明申し上げます。歳入でございますが、負担金の説明は最後にしまして、県補助金につきましては、前年度、平成28年度の予算において、上限額500万円の歳入を見込みながら、実際には補助対象経費の支出が少なく、110万円の決算となってしまった経緯がございます。平成29年度の当初予算では、前年度の決算状況を勘案し、残り390万円の県補助金のうち200万円の歳入を見込んでおりましたが、実際には対象経費の支出がもう少しございましたので、県補助金の歳入として150万円を増額するものでございます。

繰越金につきましては、平成28年度の決算残額が見込めませんでしたので、当初予算としましては1,000円を計上しておりましたが、前年度の繰越額が確定したことに伴いまして、113万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、運営費につきましては、会議費用に 予算残額が生じる見込みとなりましたので、48万4,000円を減額するもの でございます。

事業費につきましては、新市基本計画の印刷製本費を計上しておりましたが、本年度の支出予定がなくなりましたことを中心として、238万円を 減額するものでございます。

したがいまして、歳入では、県補助金と繰越金の計で263万7,000円の増

額、歳出では、運営費と事業費の計で286万4,000円の減額となりました。 この2つを合わせまして550万1,000円の不用額が生じる見込みとなりま したので、説明順の最後となりますが、歳入の負担金を、これと同額(550万1,000円)減額しまして、市と町にご負担いただいております負担金を清 算するものでございます。

24ページから26ページが補正額の明細となりますので、後ほどご確認をお願いしたいと思います。

協議会補正予算のご説明は以上でございます。原案のとおりご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

議案第42号につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、挙手にて お願いいたします。

(「なし」の声)

議長

質疑を打ち切りたいと存じます。

採決を行います。

議案第42号 「平成29年度館林市・板倉町合併協議会補正予算(第1号) について」を原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいた します。

(举手全員)

議長

挙手全員でございます。

よって、議案第42号は原案のとおり承認をされました。

続きまして、協議事項のほうに移りたいと思います。

協議第37号 合併協定項目9 「一般職の職員の身分の取扱いについて」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

木村事務局係長

それでは、資料の27ページをお願いいたします。協議第37号 合併協定 項目9 「一般職の職員の身分の取扱いについて」を説明いたします。

まず、表の中の調整方針ですが、

- 1、板倉町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第12条の規定により、全て館林市の職員として引き継ぐ。
- 2、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- 3、職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統合する。
- 4、勤務時間については、時差勤務の職務内容と勤務時間の取扱いを調整し、合併時に再編する。
- 5、給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、 統合する。
- 6、各種手当については、それぞれ現行のとおり、合併時に統合又は再編する。
 - 7、旅費については、合併時に統合する。としております。

次の29ページをお願いいたします。こちらは現況でございます。まず、 1の職員の定数及び職員数ですが、両市町ともに表のようなごらんの状況 でございまして、職員の実配置は、館林市が614人、板倉町が149人となっ ております。

こちら具体的な調整内容になりますが、右側になります。「板倉町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第12条の規定により、全て館林市の職員として引き継ぐ。職員数については、合併後速やかに定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。」としております。

続きまして、30ページの2番になります。館林市では職名のみの記載ですが、板倉町では職階及び役職という区分をしております。ごらんのように大きく異なっております。また、こちらに記載はありませんが、市では部制を敷いております。町では課制を敷いております。

このようなことから、右側の具体的な調整内容になりますが、「職名、職階及び役職については、館林市は部制、板倉町は課制であるため、館林

市の例により合併時に統合する。」としております。

続きまして、3の勤務時間等になります。勤務時間及び勤務日、休憩時間は同一でございますが、その下の勤務時間の割り振りが異なっております。町では、時差勤務についての詳細な割り振りがありますが、市では、実際の勤務により個別に対応しているという形になっております。

以上のことから、右側の具体的な調整内容ですが、「勤務時間等については、勤務時間の割り振り(時差勤務)に違いがあるため、合併時までに 職務内容と勤務時間の取扱いを調整し再編する。」としています。

次に、31ページ、4番の給料表です。こちらごらんのように市が部制を 敷いていますので、8級制、町が課制ですので、6級制になり、異なって おります。

こちら調整内容になりますが、「給料表については、部制の採用と連動するため、館林市の例により合併時に統合する。なお、現職員については、合併前の給料を保障する。」としております。

続きまして、5番の支給日です。こちらは毎月の給料の支給日は、市が20日、町が21日と異なっております。期末勤勉手当につきましては、同一でございます。

右側の具体的な調整内容になりますが、「支給日は、館林市の例により合併時に統合する。」としています。

次に、6の初任給です。こちらの(1)については、市町ともに同一でございますが、(2)以降は、館林市のほうが32ページまでの(5)まで詳細に定めております。

具体的な調整内容でありますが、「初任給については、館林市の例により合併時に統合する。」としております。

続きまして、32ページ、7番の昇給です。こちら昇給日につきましては、 1月1日ということで、同一になっております。その下の昇給号給数表、 こちらの表の中ですけれども、アルファベットの昇給区分と、その下にあ る数字で記載してあります昇給号給数、いわゆる昇給の度合いです。こち らに違いがございます。また、表の中の55歳超、55歳を超える者には、上 の段の55歳以下に比べて、昇給抑制となっております。こちらでは、市で は55歳以下の2分の1、板倉町では55歳以下と比べて、4号給抑制となり異なっております。

以上のことから、右側の具体的な調整内容になりますが、「昇給については、館林市の例により合併時に統合する。」としております。

次に、8番の管理職手当になります。こちらもやはり部制と課制により、 ごらんのように違いが生じております。

具体的な調整内容ですが、「管理職手当については、部制の採用と連動するため、館林市の例により合併時に統合する。」としています。

続きまして、33ページ、9番の扶養手当、その下、10番の住居手当、また下の11番の通勤手当につきましては、ごらんのとおり同一でございます。

右側の調整内容になりますが、「扶養手当、住居手当、通勤手当については、同一のため現行のとおりとする。」としております。

続きまして、12番の特殊勤務手当ですが、市では14種類、町では3種類 となり異なっております。

以上のことから右側の調整内容は、「特殊勤務手当については、合併時に再編する。」としております。こちら具体的には、感染症等防疫作業手当や行旅死亡人取扱作業手当などが共通して支給しているものです。

続きまして、13番の時間外・夜間・休日勤務手当でございます。まず、(1)の支給単価につきましては、ごらんのとおり同一でございます。 次のページの(2)の支給割合もごらんのように同一となっております。 調整内容は、33ページに戻りまして、「時間外・夜間・休日勤務手当については、同一のため現行のとおりとする。」としております。

34ページの14番になります。宿日直手当です。こちらにつきましては、 日直勤務につきましては、時間帯はやや異なっておりますが、宿直勤務の 時間帯は、ごらんのように大きく異なっております。このことから、手当 の支給額も違いが生じております。

右側の調整内容でありますが、「宿日直手当については、宿日直業務の 再編と連動するため、合併時に再編する。」としております。

続きまして、35ページ、15番の管理職特別勤務手当でございます。こち

らは、主に災害などの緊急時に支払われる手当でございまして、(1)の 週休日等の勤務及び(2)の平日深夜の勤務ともに市町の違いがございま す。

具体的な調整内容は、「管理職員特別勤務手当については、部制の採用と連動するため、館林市の例により合併時に統合する。」としております。 次に、16番の期末勤勉手当でございます。 (1)の支給率ですが、期別支給割合 (期末)と書いてありますが、こちらの期末手当の支給割合となる月数は、6月が、こちらは「100分の122.5」と入っていますが、わかりやすく申し上げますと、1.225カ月分ということになります。12月は1.375カ月分となっておりまして、こちら市町ともに同一ということでございます。

その下になりますが、成績率であります勤勉手当の月数は、ごらんのと おり異なっております。

また、次のページの(2)の加算割合、こちらも部制と課制の号給によって級数の違いが生じています。

ページが戻りまして、35ページの右側の調整内容ですが、「期末勤勉手 当については支給率、加算割合が異なるため、合併時までに調整し、再編 する。」としております。

続きまして、36ページ、17番の退職手当でございます。こちらは、最高限度額は、市町ともに同一となっております。ただし、退職手当の支給者が館林市では市となっておりますが、板倉町では一部事務組合で群馬県市町村総合事務組合というところの一部事務組合で加入しておりまして、町からの負担金をもとに、組合が退職手当を支給しております。

右側の具体的な調整内容でありますが、「退職手当については、現行のとおりとする。ただし、支給者については、合併協定項目14「一部事務組合等の取扱い」の協議結果によるものとする。」としています。

続きまして、18の旅費でございます。こちらは、職員が出張した場合に 旅費を支給するものでございまして、旅客運賃等のほかにバスなどの利用 による車賃、日当、宿泊を伴う宿泊料、航空機等の宿泊を伴う出張へ宿泊 料が支出されない場合に支給される食卓料などがあります。このうち、市 では日当を支給しておりますが、町では支給をしておりません。また、宿 泊料、食卓料及びその下にあります、市では旅費の打切支給、町では日額 旅費の支給額もごらんのとおりとなっております。

こちらの調整内容になりますが、36ページになりますが、「旅費については、館林市の例により合併時に統合する。」としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

協議第37号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にて お願いいたします。

荒井委員。

荒井委員

板倉町の荒井です。

36ページの18の旅費ですけれども、鉄道賃と車賃、これはいずれにして も、日当、宿泊料、食卓料とあります。まず、日当ですけれども、板倉町 は出ておりません。合併時には館林市の例により統合するということです けれども、まず基本的な部分で、日当を出している理由ですか、それをお 聞きしたいと思います。

それから、宿泊料と食卓料がありますけれども、板倉町の場合は宿泊料 1万900円ということで、一律ですけれども、館林市さんの場合は、役職 によって金額が違います。この辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長

専門部会のほうでお願いいたします。

手塚課長

館林市人事課長の手塚でございます。それでは、お答えしたいと思います。

まず、日当を支給する理由でございますが、これは地方公務員法24条に、 勤務条件として日当を支払うということであります。また、役職等によっ て違うということでございますが、条例等で設定した役職等の金額という ことでやっているところでございます。

以上であります。

議長

荒井委員。

荒井委員

例えば日当ですけれども、今いろんな全国の自治体見ますと、日当は廃止しているところがかなり多くなってきています。日当になっている限り支給されて、現実的にはその日当は、具体的にどういったものに充当しているのでしょうか。例えば、昼食ぐらいであるとか、そういうのをちょっとお聞かせください。

議長

専門部会。

手塚課長

それでは、お答えをいたします。

旅費について、まず日当につきましては、支給条件や金額には違いはあるのですけれども、県内12市の状況を申し上げますと、いずれも日当は支給されております。また、邑楽郡4町においても日当は支給されています。

また、日当の性格につきましては、明確に規定した条例等はございませんが、国家公務員の旅行に関する照会などを見ますと、「旅行中の昼食及び諸雑費並びに目的地である地域内を巡回する場合の交通費等を賄うための旅費」と掲載されています。

以上でございます。

議長

荒井委員。

荒井委員

昼食代とその他雑費ということですよね。私思うのですけれども、日当、これはもう基本的に職員は、毎月給与をもらっているわけですよね。ですから、それで私は充当すればいいと思っているのですけれども、例えばこの日当を仮に削減した場合があったとしますよね、その場合、削減した額はどのぐらいなのでしょうか。

議長

専門部会。

手塚課長

それではまず、私どもの館林市のほうでよろしいかと思いますが、まず 日当ですが、平成28年決算ベースで見ますと、日当で約750万円でござい ます。先ほど申し上げましたように、日当の性格は、費用弁償と勤務条件 等の性格を考慮すれば、不利益等につながることのないようにしたいとい うものでございます。

以上でございます。

議長

荒井委員。

荒井委員

私は、これはもうちょっといろいろ日当については、議論を重ねたほうがいいと思うのですけれども、もう一つ、この宿泊料とか食卓料がありますよね。役職によって金額が違うのですけれども、例えば宿泊料、なぜ分けるか私わかりませんけれども、例えば役職によって違うというのは、例えばある役職については、こういったある程度の、簡単に言ってしまえば、ちょっと良いシティホテルに泊まったり、仮に例えば主任以下の者が1万500円ですよね。例えばそういう泊まる場所が簡単に考えて差があるわけですよね。そういった別に役職によって差をつける必要はないのではないかという感じがします。それは、食卓料でも同じなのですけれども、これもし出すのでしたら、やっぱり一律でいいのではないかなと。改めてこういった紛らわしいことの差をつけるべきではないと私は思うのですけれども、どうでしょうか。

議長

ご意見につきまして専門部会のほうでお願いいたします。

手塚課長

それでは、お答えいたします。

先程から申し上げているように、条例等で定めているということで、ご 理解をいただきたいと思います。また、館林市においても、役職等で金額 が決まっておりますけれども、打ち切りといいますか、その費用にあった中で支給しているものでございますので、よろしくお願いいたします。

議長

副会長。

栗原副会長

先ほど専門部会の答弁の中で、邑楽郡内も全部日当は支給しているとい うお答えがありましたが、邑楽郡内での町長の共通認識では、一切、旅費 的なものは出していない。常々話が出ております、館林さんは、豪勢でい いですなと。これは、先般うちの副町長からも議論するように、これから 住民福祉を充実させるために、我々は職員ももちろんかわいいです。です が、そういう意味では、サービスを向上するような形を特例で使っていた だくような努力も、これから健全な財政を運営するには、これは議員さん も多分同じ資格で出ていると思うのですけれども、うちのほうの副町長が そういった提言をいたしましたところ、議会が判断をすれば、これについ ては対応できるというような答弁もされたようでございます。答弁という か幹事会です。だから、ともにこれはどうすべきだという、それぞれ今の 時点では自治体でかなり違いますから、議論をしていただくとき、それは 住民サービスが下がるとか上がるとかというものについての財政が常に 問題になるわけですから、先頭に立って職員みずからも、でも板倉町だけ 減らせというのではないのですよ。邑楽郡内はほぼ我々が聞いている範囲 内では、日当等は、バスの切符とか鉄道の運賃は立てかえていってもらい ますけれども、特別な日当料はいただいていないというのが現実であろう かと、我々は情報の察知をしているのですが、間違いないですね。ほかの 自治体も全部出しているのですね。

議長

専門部会。

手塚課長

お答えします。

各町の条例を見ますと、明和町さん、千代田町さん、大泉町さんは、まず日当が明示されております。それで、県内は、旅行支給額ですけれども、

宿泊を伴う場合には支給という形で、3町の条例等で定められております。また、邑楽町さんにおいては、県内旅行は不支給ということで定められております。

以上でございます。

議長

荒井委員。

荒井委員

現在、条例で決まっているからこういう形で、館林市の例により、合併時に統合するということですけれども、そうではなくて、新しい市ができるわけですから、その段階で、先ほど条例規則は館林市のほうに当然準ずるのでしょうけれども、やはりある程度いろんな課題があるということについては、それを新市ができた段階で、条例もやっぱりある程度部分的にも変えるべきだと思っています。したがって、日当についても宿泊料、それから食卓料についても、新しい市に向けて、そういった段階でやっぱり検討すべきかなという感じがします。今の段階でしょうから、あくまでこれは仮に合併した後の新市のあり方についての課題でしょうから、それはもう少しいろいろ審議していただきたいなという感じがします。

議長

ご意見をいただいたということでよろしいですか。

多数の方からいただきましたので、1つの研究材料、調査していただき たいと思います。

ほかにございますでしょうか。

河本委員。

河本委員

館林市の河本でございます。

今の旅費等につきましては、民間ではほとんど役職によってやはり日当とか宿泊とかというのは規定されておりまして、館林市でやっているような形で支給をしております。しかしながら、板倉町さんの場合には、旅行の場合に日当を出していないということでございますので、これは協議事項でございますから、旅費等については、館林市の条例により、合併時に

統合するということになっておりますけれども、新しい市ができたときには、調整するとか、そういう形で書くとか、そういうほうがやっぱり必要ではないかというふうに思っております。これは、全般的に言えることですけれども、館林市がこれだけの数の委員会だったり協議会をやっているのに当たって、新市ができたら館林市のほうの委員会に合併するにしても、引き続きやるべきもの、やらなくてもいいものなど、いろいろ出てくると思います。ですから、具体的な調整内容、これは協議事項ですから、そこら辺のところで、これはそこに決定するとか、あるいは協議をするとか、これは新市ができたらこうするとか、そういうように分けて出しておくと誤解がなくてよろしいのではないかというふうに思います。

以上でございます。

議長

今後については次回の、今回協議ということでありますけれども、そこら辺の調整内容の表現でしょうか、委員さんのおっしゃるのは。その辺は ちょっと検討してみることはできますか。

では、事務局、お願いします。

田沼事務局長

事務局長、田沼です。

旅費、日当につきまして幾つかご質問いただいておりますけれども、事務局としましては、専門部会による館林市の人事課長が答弁した内容を十分に考慮をしていかなければならないものというふうに認識しております。

また、職員に対する不利益処分等についても考慮しなければなりません ので、県内の支給状況等とのバランスを考えながら、専門部会また幹事会 において、もう一度調整をさせていただきたいと思います。

したがって、継続協議ということでよろしくお願いいたします。

議長

差し支えなければ、県内の状況についても資料提供をしていただければ ありがたいと思います。

このことについては、ほかにございますか。よろしいですか。

(「はい」の声)

議長

それでは、協議第37号につきましては、次回以降の資料提供を改めてしていただきますけれども、継続協議とさせていただくということでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認めます。

「一般職の職員身分の取扱い」につきましては、そのように取り扱わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、協議第38号 合併協定項目16 「公共的団体等の取扱いについて」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

木村事務局係長

資料39ページをお願いします。協議第38号 合併協定項目16 「公共的団体等の取扱いについて」を説明いたします。

表の中の調整方針になりますが、公共的団体等の取扱いについては、新 市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯や意 向、実情等を十分に尊重しながら、次のとおり調整に努める。

- 1、両市町に共通している団体は、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- 2、両市町に共通している団体で、実情により合併時に統合できないものは、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、合併後速やかに統合できるよう調整に努める。
- 3、両市町に共通している団体で、統合に時間を要するものは、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

その他両市町独自の団体は、原則として現行のとおりとする。としています。

それでは、現況についてご説明をいたしますので、40ページをお願いい

たします。こちら現況で、一覧になってございますが、市町が事務局となっている団体や自主活動による団体などもございます。ここに書いてあるものが全てではないかもしれませんが、主な公共的団体ということで列記をしております。また、この列記の仕方は、左側に専門部会名が記載してございまして、専門部会ごとに書いてあります。

また、この列記は、内容、目的が同一、または類似しているものごとに記載をしていまして、40ページから43ページまでに一覧にして記載をしております。こちらの団体の中には、合併ということになりますと、法的に統合しなければならない団体もございます。また、これらの調整方針を作成するに当たりましては、全ての団体に意思確認をしたものではございません。団体の事務局が市町のものについては、合併の議決後に具体的な調整を行っていくことになります。

このようなことから、各団体の事情を考慮して、原則として全ての団体に適用できるよう調整方針、先ほどの4つの調整方針を定めております。 こちら「公共的団体等の取扱いについて」の説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行いたいと存じます。

協議第38号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いします。

(「なし」の声)

議長

なしというご意見ございました。よろしいですか。

(「はい」の声)

議長

それでは、協議第38号につきましては、次回以降の審議事項とさせていただくことでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認めます。

「公共的団体等の取扱い」につきましては、そのように取り扱わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、協議第39号 合併協定項目23—8 「窓口業務について」 を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

木村事務局係長

資料の45ページをお願いいたします。協議第39号 合併協定項目23—8「窓口業務について」説明いたします。

表の中の調整方針になりますが、

- 1、延長窓口・臨時窓口については、合併時に再編する。
- 2、連絡所については、合併時に統合する。としております。

それでは、次のページをお願いします。関係項目1、延長窓口・臨時窓口につきましての現況になります。

まず、1の延長窓口でございますが、こちらは、目的といたしましては、 窓口サービスの事務について、窓口の開設時間の延長を行い、住民の利便 性の向上を図るものでございます。

- (1)の開設窓口になりますが、市では2つ、市民課と納税課、町では4つ、総務課、戸籍税務課、福祉課、健康介護課がそれぞれ開設をしております。
- (2)の開設時間になりますが、市では市民課、納税課ともに各課単位で対応をしておりますが、町では窓口の大半となる4つの課が毎週水曜日に対応をしております。
- (3)の取り扱い業務につきましても、町のほうが①、②、③、④と業務が豊富でございます。

続きまして、48ページになります。2の臨時窓口でございます。こちらは、館林市だけの対応になっておりますが、こちらは住居変更の多い3月、4月の日曜日に臨時窓口を開設し、住民の利便性の向上を図るものでございまして、市のみの開設です。開設窓口は、ごらんのとおりになっております。

現況の(3)に実績がございます。

調整の結果でございますが、46ページのほうを見ていただきまして、「延長窓口・臨時窓口については、合併協定項目13「事務組織及び機構の取扱い」の調整方針に基づき、合併時までに調整し、再編する。」としております。こちら補足説明をさせていただきますと、今後、事務組織による機構の取扱いにおいて、それぞれの庁舎での組織の配置や窓口のあり方を具体的に検討してまいりますので、この中でのこれを受けて再編、調整をしていくということになります。

続きまして、資料の49ページをお願いします。こちらは、関係項目2の連絡所になります。現況でございますが、こちら館林市のみのものになっておりまして、多々良公民館内に連絡所を設置し、全ての市民が本庁以外でも証明発行の窓口サービスを受けられる環境を整備することにより、市民の利便性の向上を図るというものでございます。

場所は、多々良公民館の中に市民課の連絡所を設置しているところでございまして、2番の受け付け時間は午前8時30分から午後5時15分。3番の発行できる証明書は、ごらんのとおりでございます。

調整の結果でございますが、こちらの調整内容といたしまして、「連絡所については、館林市のみに設置しているため、館林市の例により合併時に統合する。」としております。こちらの補足説明をいたしますと、この連絡所につきましては、合併後の新市においても継続していくということになります。全新市の住民が対象となって利用されるということになってございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

協議第39号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にて お願いいたします。

副会長。

栗原副会長

一番最後の49ページの多々良連絡所について、多々良にこれは置いてあるということですよね。これについて、このところに設置したこと、連絡所とした経緯、どういうような議論のもとに、今ここで動いているのでしょうか。

議長

経緯についてどなたか説明できますか。 専門部会でお願いします。

大井課長

専門部会、市民課の大井と申します。よろしくお願いいたします。

市民課の多々良連絡所設置につきましては、昭和60年の11月1日から始まっておりますが、これにつきましては、市民の便宜を図るためということで、限定はされますが、証明書類の発行窓口をまずふやすということを目的に始められたものでございます。多々良連絡所に関しましては、一応暫定的な試行的な意味で開かれたものでもありまして、その後各公民館のところへ増設というか、設けていこうという計画が当初あったようなのですが、多々良連絡所のみの開設で現在に至っております。

以上でございます。

議長

ほかにございますか。

(「なし」の声)

議長

なしという声が多数ございました。

それでは、協議第39号につきましては、次回以降の審議事項とさせていただいてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認めます。

「窓口業務」につきましては、そのように取り扱わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、協議第40号 合併協定項目23-26 「地域コミュニティ関

係事業について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

丸山事務局次長

それでは、資料の51ページをお願いいたします。協議第40号 合併協定 項目23―26 「地域コミュニティ関係事業」につきましてご説明を申し上 げます。

表の中の調整方針になりますが、4項目ございまして、

- 1、行政区運営については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
- 2、行政区への助成金等については、合併時は現行のとおりとし、合併 後に再編する。
- 3、区長協議会運営については、合併時は現行のとおりとし、合併後に 再編する。
- 4、地縁団体については、現行のとおりとする。としております。 それでは、次のページから詳細をご説明させていただきます。52ページ をお願いします。

関係項目は、1の行政区運営になります。現況となりますが、住民の生活の利便性と行政運営の円滑化を図るために、両市町で行政区を設置しております。

- (1)の行政区数では、市が66行政区、町では15行政区となっております。
- (3)の区長等の選任におきましては、市が区長と副区長を委嘱しておりますが、町では区長、副区長のほかに会計、書記、総代、班長なども委嘱しております。任期につきましては、2年で同様でございます。
- (4)になりますけれども、市のほうでは区長等の職務、町のほうでは 行政区の主な活動となっておりますけれども、広報紙、周知文書等の配布 や行政との連絡調整などが主なものとなっております。

次の53ページになりますが、市では、(5)の委託料として、区長、副 区長さんに手当を支給しておりますけれども、町では報償として、区長、 副区長のほか、委嘱をしております方々それぞれに手当を支給しておりま す。支給額の詳細につきましては、記載のとおりとなっております。

前のページになりますけれども、表右側の具体的な調整内容につきましては、「行政区運営については、合併後の新市において詳細事項を区長会等と協議し、2年以内に再編する。ただし、行政区役員の範囲など枠組みに関することについては、合併時までに調整する。」としております。関係項目1につきましては、以上でございます。

続きまして、54ページをお願いします。関係項目は2の行政区助成となります。現況となりますけれども、市町ともに行政区に対しまして交付金を支給しておりますけれども、交付金の算出基準が異なっております。市では、①の均等割と、②世帯割によりまして算出しておりますけれども、町では、①の事務費補助金を世帯割、②の運営費補助金をアの均等割とイの面積割によりまして算出をしております。各項目の算出基準につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、市の欄中段になりますけれども、2、一区一彩事業助成金につきましては、各行政区が対象事業を行った場合に、1行政区3万円を上限に助成金を交付していく事業でありまして、市のみ実施しているものでございます。

調整の結果でありますけれども、表の右側、具体的な調整内容としては、 「行政区助成については、合併後の新市において詳細事項を区長会等と協 議し、2年以内に再編する。」としております。

関係項目2は以上でございます。

続きまして、55ページになります。関係項目は3の区長協議会運営となります。両市町では、全行政区長を構成員としました組織としまして、市では館林市区長協議会、町では板倉町行政区長会を設置をしております。

(3)の内容の違いとしましては、市では、区長主催による定例会を隔 月で実施しておりますけれども、町では、町主催による定例会を毎月実施 している状況でございます。

また、市では、2の次世代を担う地域リーダー育成事業としまして、さまざまな情報提供をするための講座等を開設しまして、受講生の情報交換の場や地域課題を解決するためのきっかけづくりなどにより、次世代地域

リーダーを育成する事業を実施しております。

調整の結果になりますけれども、表の右側、具体的な調整内容として、「区長協議会運営については、合併時までに両市町の区長による(仮称)新市区長会準備会等を設立し、組織や会議運営方法等の詳細事項を検討し、合併後速やかに再編する。」としております。

関係項目3につきましては以上です。

続きまして、56ページをお願いいたします。関係項目4の地縁団体となります。行政区や町内会等の地縁による団体につきましては、一定の手続をすることによりまして、「地縁団体」として市町村の認可を受けることによりまして法人格を取得し、保有する不動産等を団体名義で登記することができる制度でございまして、許可の要件につきましては、市町ともに同様でございます。現在、館林市は15団体、板倉町は5団体が地縁団体としての認可を受けております。

表の右側の具体的な調整内容ですけれども、「地縁団体については、現 行のとおり新市において継続する。」としております。

以上で協議第40号のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

協議第40号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にて お願いいたします。

荒井委員。

荒井委員

板倉町の荒井です。

52ページの行政区の運営の関係なのですけれども、合併後に再編するということなのですが、具体的な調整内容の調整の手順がちょっと違うのではないかという感じがします。なぜかといいますと、行政運営につきましては、行政運営はここにありますように、例えば行政区の数であるとか行政区の活動ですよね。この行政区の主な活動にしても館林市と板倉町では、文面的に見ると相違があります。この辺のまず行政区の運営について

は、2年以内に再編するということなのですけれども、一方で行政区役員の範囲が、例えば区長とか副区長とか、そういった部分ですけれども、そういった範囲については、「合併時までに調整する」とあるのです。思いますに、行政区の活動、そういった運営の関係ですが、そういったものがある程度明確にならなければ、この行政区の役員の範囲、それが決まらないと思うのです。ですから、そういった意味で、行政区役員の範囲をまず合併時までに調整するというのは、ちょっと違うのではないかと思います。まず、この行政区の活動とかそういった部分を、行政区のあり方を全部調整すべきだと思っております。そこで、どうしていくかということなのですけれども、55ページを見ましたら新市区長会準備会というのが合併時までに設立するというのがあります。したがって、できれば一旦準備会を早急に立ち上げて、主な組織での活動、それに基づいた行政区役員の範囲、そういった部分を具体的に調整していったらどうでしょうか。

議長

副会長。

栗原副会長

実は、きょう板倉町の区長会長さんが、従前より決まっていたものでどうしても出られないということで、この件については、まだうちの町の重大なことであるから、まだ協議するものではなく、これから区長会でしっかりと時間をかけてもんでという作業をさせていただく予定であるということから、その点をくれぐれもよろしくお願いしたいということを言づかってきましたので、一応報告申し上げます。

議長

山﨑委員さん。

山﨑委員

館林市区長協議会の山﨑です。よろしくお願いいたします。

ただいまの点なのですけれども、館林市区長協議会におきましては、偶数月に区長の定例会を行っております。そして、館林地区、もともとは館林市は1町7か村で合併したものですから、旧の館林町の区長が、23人いるわけなのですけれども、これが奇数月に館林地区としての区長会定例会

を持っております。ですから、館林地区の区長さんは、毎月区長会に出席 している形になるのですけれども、六郷地区あるいは多々良地区、それぞ れの会がありますから、そこでいろんな活動をしているわけなのですけれ ども、これは余りきちんきちんと決められてしまうと困ります。ある程度 余裕を持って、その地区その地区のやり方もありますし、また旧市内と農 村部では全然違いますので、余り細かいところまで決める必要は、私はな いのではないかと思います。 やっぱり地域に任せるべきだと思うのです。 以上です。

議長

3人の方のご意見を頂戴しましたけれども、それを踏まえて事務局のほうで見解はございますか。

丸山事務局次長

最初、荒井委員のほうから枠組みの関係のお話がありました。事務局としましても、55ページにあります(仮称)新市区長会準備会等というものを設立したいと考えておりまして、この中でやはり先ほどの枠組みや行政に関するものについては、こちらの準備会の中でできる限り決めていただければありがたいと考えております。したがいまして、今後再編するに当たりましては、区長さんと協力して行政を行っておりますので、その辺を十分尊重した中で協議を慎重に進めていきたいと考えております。

以上です。

議長

山﨑委員、どうですか。

山﨑委員

私は、ここに書いてある調整内容で十分だと思います。

議長

よろしいですか。 ほかにございますか。

小森谷委員。

小森谷委員

板倉町の小森谷と申します。

補助金などの経費的な項目は別としても、組織的な運営については、もう少し専門部会、あるいは幹事会で詰めないとなかなか難しい案件だと思います。といいますのは、ざっくり言ってですけれども、板倉町の1世帯当たりの運営費は、単純に世帯割で総額の経費を割り込みますと4,681円、館林市が3万2,000世帯、それで払われている金額を割り込みますと、1世帯当たりで2,300円。この現実的な開きをどう埋めるかということも、私は非常に大事な作業であるというふうに感じております。

そういった中で、「合併後2年以内」云々というような文言が出てくるわけですけれども、逆に言えば合併する前にこういったところは調整をしないと、合併後では私は調整し切れない。逆に言いますと、合併後に意見が分かれた場合は収拾つかない。その差額をそのまま延長して利用するというわけにはいかないでしょうから、その辺はもう少し積極的に専門部会、幹事会等で将来像を展望する中で、そういった預金的な金銭面や経費の部分も含めて議論しなければならない。先般も役職のなり手がいないというようなことが、広報紙の関係で出ていましたけれども、そういったところにも将来的には影響しかねないということで、その行政区運営については、もう少し真剣にというと大変失礼な言い方なのですが、前向きに取り組んでいただいて、区長会に委ねるということも大事ですけれども、その前に行政側としてもう少し明らかな全体像を示す。それを区長会なら区長会に持っていただくと。そういう形にしないと私は収拾つかないというふうに考えますので、ぜひそういった面でご努力をいただきたいというふうに思います。

議長

実際に両区長会の方々にとって重要な案件だということですね。

小森谷委員

とりあえずきょうはそんな考えです。

議長

きょうの段階で事務局のほうで見解があれば伺いたいと思います。

丸山事務局次長

今後の協議の中でご検討させていただければと思います。

議長

よろしいですか。

きょうのところは、協議ということで、ご意見を賜ったということで、 館林市の山﨑委員からもまたちょっと違う趣旨でしょうか、この辺の発言 の場合は。

山﨑委員

これから館林市区長協議会としましても、この問題について検討したいと思います。というのは、板倉町さんは、行政区が半分ぐらいになったというお話を聞いたのですけれども、館林は66行政区あるのですけれども、役員のなり手がいなくて、隣の区に合併したいという意見や、面倒くさいから来ないでくれという意見もあります。それなので、今考えていることは、合併はできなくても、例えば3町内ぐらいは事業をやるときは1つにして、その中から区長さんを1人選んで、あとの2人が副区長というような形で、それを1回ごとに回すとか、合併はできなくても事業やる中に協力できる体制はとれるだろうということを今考えているのですけれども、まだなかなか乗ってこないのが実情なのです。

議長

それでは、次の機会、次のときまでにまた事務局のほうでさらに検討していただけるようにお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声)

議長

それでは、協議第40号につきましては、次回以降の審議事項とさせてい ただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認めます。

「地域コミュニティ関係事業」につきましては、そのように取り扱わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、その他となりますが、本日の会議全体を通しまして何かご

ざいましたらお願いをいたします。 小森谷委員。

小森谷委員

合併協議が進むに従って、合併協定項目の審議がいろいろされるわけですけれども、今のところ半分ぐらいだというような感じがします。そういった中で、継続審議という課題が、そのまま引き継いだ形で来ておるのが現状かと思います。やりやすいものを先にやっていくということも大事でしょうし、懸案事項については、継続という形で流すのも大事なのかなというふうに思いますが、できれば、毎月やれとは言わぬですけれども、継続審議ですということで、そのままある面では時間的にそのままになっているという案件も非常に多くなりつつあるのかなというふうに思っております。

そういった中で、申し上げにくいのですけれども、事務方と専門部会、 幹事会、その流れを受けて合併協議会へといろいろ調整事項が出てくるの ですけれども、きょうもいろいろ審議している中で、非常に専門部会、幹 事会の中でどういう議論がされているか私わかりませんけれども、もう少 し中身の詰まったものを合併協に出していただきたい。ほとんど未調整の まま出てきているような案件もあるのかなという感じがいたします。です から、定期的に毎月やるのは結構なことなのですけれども、調整できない ものについては、私は合併協を中断してもその山になっている協議事項を 消化していくことも、私は大変必要なのかなというふうに思います。

その中で、当初スタートしたときに、例えば幹事会は、読ませていただきますけれども、「事務レベルの最高機関として合併協議会に提案する事項について、事前に協議、調整をする」、これが幹事会の役割ですよね。本当にこの内容で議論したものがこの合併協に出ているのかどうか、私はちょっと疑問に思います。きょうあたりの審議を見ていますと。だから、そういった中で、定期的に出すのも大事なことなのですけれども、中身が詰まっていないものをここで出して意見が物別れになっている、それは事前の中で、私はある程度事務方であれば、ご理解いただいていると思うのです。それを合併協に委ねられても、結論が出せないときもあるでしょう

し、最高の議決機関とは私も理解しておりますけれども、その前の専門部会とか幹事会の役割をもう少しきちんとやらないと、ここに出されても、継続審議とかさらに継続審議とか、そういったことになりかねないというふうに思いますので、その辺大変な作業であることは承知の上で申し上げているのですけれども、もう少し専門部会、あるいは幹事会、この辺のコミュニケーション、あるいは当然内容については、事前に首長にも相談が行っているというふうに思います。しかし、その辺で意見が分かれてくるということは、やはり問題を残しているのかな、そういうふうに思いますので、ぜひ次回からは、そういったものの継続事項、継続協定項目、そういったものの処理の仕方も含めて、私はもう少し中身の濃い議論をしていただければなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいというふうに思います。

議長

青木委員。

青木委員

私は、先ほど議案第38号でお願いしたものに1つ加えさせていただきたいと思うのですけれども、財産の引き継ぎの件なのですけれども、基金の試算する時点をもう一回検討し直すということで、今回は継続審議にしてもらったということなのですけれども、その基金について1つお願いしたいことがあります。今基金が33億円ということなのでしょうけれども、これは今度新しく出てきた時点で20億円になるのかなと私と思っております。この基金の取り扱いなのですけれども、館林市と合併すると、この基金は新館林市の財政運営に少しは貢献するのではないかなと、こういうふうに思っておるわけです。聞くところによると、今行政サービスを調整する過程で、サービスは高いほうに、負担は低いほうに調整すると財源不足ということで、いろいろな問題が起きてくるようなのです。これは館林市議会でも人件費で3億円が浮くとか、板倉町議会でもその程度の金額は浮くだろうと。その他にも事務経費とかいろんなもので、相当の金額が合併することによって経費の削減が生み出せるというふうに言われておるわけです。それにプラス、それでも不足するのであれば、ここにある基金も

どのように取り扱っていくか。当面の財源不足の場合には、こういうものを、ひもつきと言ってはおかしいのですけれども、基金を館林市に引き継ぐに当たって、何らかの担保をしてもらうとか、その使い道を少し明確に文書化して、何らかの形でこの使い道を、当面の行政サービスの運営に充ててもらうというふうなことも必要かなと思っていますので、ぜひその辺のことも次回にこれを提出いただく際について、検討していただきたいと思うのですけれども、よろしくお願いします。

議長

お二方より、次回への課題について、ご指摘なりご指導をいただいたわけでありますけれども、特に事務局のほうでそのことに対しての見解はありますか。

事務局長。

田沼事務局長

ただいまお二人の委員から幾つかご提案というかご要望をいただきま した。

まず、小森谷委員のご指摘、ご提案でございますけれども、もっと中身を煮詰ませてから提案していくほうがいいのではないというご意見だったかと思います。それは事務局としても協議を進捗させた中で提案していかなければならないことは十分承知しております。中には本当に難しい問題もありますので、ご意見深く受けとめまして、今後も進めてまいりたいと考えております。

それと、青木委員のほうから基金の関係でご提案がありましたが、そちらにつきましても、なかなか難しい問題はあると思います。合併してその基金の残高をどういうふうに使うかということを明確にするということは、大変難しい部分もあると思いますけれども、さまざま検討を進めさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

議長

そのような説明でよろしいでしょうか。

小森谷委員

はい。

議長

井野口委員。

井野口委員

井野口でございます。その他の項目ですので、簡潔にお話しさせていた だきます。

きょうの合併協議会の内容を見てもちょうど佳境に入ってきた話かな と、こんなふうに思っております。そんな中で、きょう欠席者が非常に多 いということで、5人の欠席者がいると。その中で、教育長さんがお二方 とも前回も欠席、今回も欠席ということで、日程の調整ということも大変 でしょうけれども、要望しておきます。できるだけ皆さん方に合わせてい ただいて、協議会を開催していただきたいな、こんなふうに思っておりま す。

以上です。

議長

そのようなことは、また検討させていただいて、次回に向けての課題とさせていただきたいと存じます。

ほかにございますか。よろしいですか。

(「なし」の声)

議長

ないようですので、以上で本日の議事を全て終了させていただきたいと 存じます。

委員皆様のご協力に心から感謝を申し上げます。

これにて議長の役目を解かせていただきます。

事務局に返します。よろしくお願いいたします。

田沼事務局長

それでは、次第に基づき、栗原副会長より閉会の挨拶をお願いいたします。

栗原副会長

先般は続けて2回板倉町でお世話になり、今回は館林市で開催ということで大変ご苦労さまでございました。ただいま井野口委員さんがおっしゃるとおり、うちの町を出てくるときに、何だ教育長はと。この前も続けて欠席ではないかというようなことも含め、一応気づいているところは気づいているのですが、痛いところを教えていただいて、できるだけ、事務局は我々の指示でも一応動くわけですから、そういうことではさらに入念な調整をさせたいというふうにも思っております。

それぞれの今までの流れが、違いのないもの、比較的似たようなシステムの部分を審議をいたしてきたところで、無難に通過をしてきたわけでありますが、それぞれどなたが考えても、例えばこの区長会さんが考えても、どういうふうに合意をとって組織を一元化したらいいのか、費用も考え、あるいは手当というか報償というか、それらも了承していただいて、非常に難しい部分ももちろんあるわけであります。そういう意味では、前段で必ず協議事項ということで、最低1カ月のいわゆる考える期間と協議をする期間が与えられているというか、これは1カ月で足らなければ2カ月でも3カ月をとるということもあるかもしれません。ということで、いずれにしても、我々が任された立場、いかにして合意をとりつつ合併に持っていくかということが基本的な姿勢でありますので、そういう意味では、気づいたことは遠慮なくご発言をいただき、後で禍根を残すような形であってはしようがないという面も、対町民、市民の皆さんに、そういう責務も我々にはあります。そういう意味では、今後ともお力添えとさらなる研究をお願いを申し上げたいと思います。

なお、皆様方にお願いするばかりでなく、私自身も私以上に須藤市長も 見解をまとめるべく、例えば個人的であれば、どう考えるかということも 含めて、これからさらに勉学に努めてまいると、私はそうしたいと思って おりますので、そういう意味では、皆様にも同じご期待を申し上げながら、 今後ともよろしくお願いを申し上げたいと思います。

長時間にわたりまして大変ありがとうございました。

田沼事務局長

委員の皆様、本日は長時間にわたりご協力を賜りまして、大変ありがと

うございました。

次回、第12回の協議会につきましては、3月26日、月曜日、午後2時より、館林市文化会館小ホールでの開催を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、以上をもちまして、第11回館林市・板倉町合併協議会を閉会 いたします。

お帰りの際には、お忘れ物のないよう、また交通事故等にお気をつけて お帰りください。

本日は大変ありがとうございました。